

令和6年度 第4回行政会議 会議録

日 時	令和6年7月1日(月)午前 10 時～
場 所	行政会議室
出席者	別添「令和6年度第4回行政会議名簿」のとおり

挨拶	瀬野市長
内 容	<p>6月市議会定例会での一般質問に対する答弁では、今後の検討や、考え方を示した事項もある。これらの事項は、各部局長のマネジメントの下、速やかに検討を進めるとともに、関係部局とも調整し、方針決定に向けた議論をしっかりと行った上で、市長、副市長に報告すること。</p> <p>大阪・関西万博の開幕に向け、今後、市としての取組も具体化していく。6月議会でも、大阪府の子ども招待事業等、教育を中心にさまざまな議論があった。安全対策の徹底に向けた取組を進める一方で、イベントへの参画の準備も本格化する。企画財政部のみで進めるのではなく、各部局が主体性を持って対応すること。</p>

【報告】

報 告	大阪・関西万博における自治体参加催事への出展に向けた検討について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	<p>大阪府内 43 市町村が連携して実施する自治体参加催事として、「(仮称)大阪ウィーク「大阪 43 市町村の祭典」」が開催予定。万博期間中の春・夏・秋にそれぞれ開催が予定されており、大阪の観光やだんじり、ものづくり等を体験してもらう貴重な機会。</p> <p>現在、企画財政部を主に進めているが、イベント等の具体的なやりとりは、各所管部局を中心に進めてもらうこともある。具体的な内容は現時点で未定であるが、商工会議所やものづくり企業団体、地域の文化団体等と連携し、進めていくことになると考えられるので、対応をお願いする。</p>
質 疑 等	<p>(須田副市長)</p> <p>企画財政部のみならず、他部局も主体的に取り組むべき場面が多々ある。特に、市民生活部は関わりも多いと考えられるので、事務分担を行い、しっかりと進めること。</p>

報 告	LINE 申請システムの運用開始について
説 明 者	尾崎企画財政部長
提出資料	有
内 容	<p>本日から、LINE 申請システムの運用を開始。4月の行政会議でも依頼しているが、利用の拡充に向け、引き続き対応をお願いする。</p>

	<p>既に、オンライン申請システムで対応している手続もあるが、オンラインで対応しているから LINE は行わないというのではなく、両システムの併用や、LINEの方が便利な手続の判断等、各部局長がマネジメントし、LINE申請システムの拡充に努めてほしい。</p> <p>本日からのスタートについては、報道提供を始め、イオンの協力によりポスター掲示等で周知していく。</p>
質 疑 等	<p>(瀬野市長)</p> <p>LINE 申請とオンライン申請は、別々の利用になるのか。</p> <p>(尾崎企画財政部長)</p> <p>別々の利用。LINE 申請は、LINE 上でのやりとりの形式で申請を進めることができる。申請内容により、利便性を考慮して使い分けていく。他自治体でも併用している事例があるので、参考にしつつ進める。</p> <p>(須田副市長)</p> <p>利便性を考慮し、より利用しやすくなるよう、可能な範囲で修正も適宜行うこと。</p>

報 告	気候変動適応法の改正に伴う熱中症特別警戒情報発令時の対応について
説 明 者	宇都宮環境下水道部長
提出資料	有
内 容	<p>熱中症の危険が高い場合に、国民に注意を促す熱中症特別警戒情報が法定化。冷房設備を有する等の要件を満たす施設を指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)として指定でき、本施設の管理者は、熱中症特別警戒情報の発表中は、暑熱からの避難のため、一般に開放しなければならないと規定されている。</p> <p>従来の熱中症警戒情報は、府県予報区等内の暑さ指数情報提供地点のいずれかにおいて、暑さ指数が 33 に達すると予測される場合に発表されるが、熱中症特別警戒情報は、大阪府内の情報提供地点の6地点全てで暑さ指数が 35 に達すると発表される。なお、これまでは、埼玉県で暑さ指数 34 に達したのが最高であり、熱中症特別警戒情報相当に達した事例はない。</p> <p>発表時間は、熱中症警戒情報は前日午後5時頃及び当日午前5時頃であるのに対して、熱中症特別警戒情報は前日午後2時頃となる。通知、周知義務があり、都道府県知事を通じて市町村長への通知が義務付けられている。</p> <p>伝達経路は、平日の場合は環境省から大阪府を經由し、危機管理室、環境対策課及び健康推進課に伝達。危機管理室は防災行政無線、環境対策課はホームページやSNS、公用車による巡回放送等で周知予定。また、関係各課にも情報提供し、学校等の各施設に周知予定。休日の場合</p>

	<p>は環境対策課が連絡を受けて対応。</p> <p>なお、クーリングシェルターについては、6月14日付けで公共施設14施設を指定。現在、新たに民間施設1社と指定に向けて調整中。</p>
質 疑 等	<p>(増田市民生活部長)</p> <p>施設所管課に対して、詳細なマニュアル等を周知してもらえるか。</p> <p>(宇都宮環境下水道部長)</p> <p>周知する。</p> <p>なお、発表時の行事については、中止とする法的拘束力はなく、最終的には各行事の責任者が判断することになるが、その際の判断材料として、今後、関係部局で指針を定めたいと考えている。</p> <p>(尾崎企画財政部長)</p> <p>伝達経路について、熱中症特別警戒情報が発表されている状況下で、職員が外出して公用車で巡回放送を行うことは必要か。</p> <p>(宇都宮環境下水道部長)</p> <p>周知手法として、できることは実施しようという意図。周知義務があるため、防災行政無線のみならず、SNS等に加え、公用車巡回も実施予定。</p>

【その他】

そ の 他	—
説 明 者	西尾健康福祉部長
提出資料	無
内 容	7月4日午前10時から12時までと、午後1時から4時までの間、献血会を実施。職員にも献血への協力をお願いする。

そ の 他	—
説 明 者	瀬野市長
提出資料	無
内 容	夏季休暇期間に入る。計画的に取得するよう、職員に周知すること。